

会社担当者の対応に疑問!!

以下、湯瀬氏より

大田運輸区の状況を出来るだけ多くの皆さまにお伝えすることと同時に、他職場の状況についても 可能な限り話を聞いています。24日に過半数代表者から締結を提案し、会社がその内容では締結出来 ないと言われ現在に至っています。25日には、確認事項を求めましたが、書面という形式や文言の問 題ではなく内容が保障されればいいと伝えていますが、全否定されています。意見をするのはいいが あくまで対応の仕方を決めるのは会社であると言わんばかりの対応です!また、支社長の掲示には人 数について 36 協定の本旨とは関りがないと記載されていますが、担当者からそのようなことを聞い たことは一度もありません。そうであれば早く言ってよ!と思います。

既に締結されている職場では以下のようなやり取りを過半数代表者と勤労課で行っています!

- ・労働基準法35条違反に関わるやり取り
- ・タブレット使用に関わる労働時間管理と賃金の支払い
- ・時間外労働が多い社員や担務の原因と対策

などが話し合われています。大田運輸区ではそれが認められないのでしょうか。また締結以降もそ のようなことが発生すればそれについて話し合うことはごく常識ではないでしょうか。不思議でな りません。完全に 36 協定締結の理由である「列車運行の確保」「社員の生活設計」は表面的な理由 であることが分かりました。同時に、管理者も含めて現場で働く社員の多くは真剣に「列車運行」 「社員の生活設計」「お客さまに影響を与えないこと」を考えていることは寄せられる意見として受 け止めています。

36 協定は労使協定です。話し合いを行い合意して締結すべきもので す。 会社担当者の言葉は丁寧ですが、内容は仕撰で不誠実です。私(湯 瀬氏)は締結に向け多くの譲歩と具体的提案をしてきました。 これまで 同様に締結に向けた意思は変わりませんが、話し合う相手がいることも 事実です。 勤務確定日が迫りご迷惑をおかけしていますが現状につい てご理解をお願いいたします。